

条例	3件
単行議案	1件
予算	1件
決算	1件
報告	1件
計	7件

令和7年11月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案概要

(令和7年11月27日)

議案番号	案 件	主管課	説 明
議 案 第18号	鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 総務課	<p>江府消防署移転新築事業により移転新築を行った江府消防署について、その移転後の位置を定めようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>江府消防署の位置（第4条関係） (移転後) 日野郡江府町大字武庫125番地1</p> <p>(移転前) 江府町大字武庫1390番地3</p> <p>[施行期日] 令和7年12月3日</p>
議 案 第19号	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 施設管理課	<p>施設利用における受益者負担の適正化を図り、関係市町村の財政負担の軽減及び本組合の適切な財政運営の確立に資するため、火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料の額を改定しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部改正関係</p> <p>(1) 火葬場使用料の額の改定</p> <p>ア 圏域内居住者（大人）火葬1体に係る使用料を18,000円（現行12,000円）に改定することとし、その他の使用料については、圏域内居住者（大人）火葬1体の改定率（150%）と同率で改定することとする。（別表関係）</p> <p>イ アによる改定後の火葬場使用料の額は、この条例の施行日以後における使用料について適用し、施行日前における使用料については、なお従前の例によることとする。（改正条例附則第2項関係）</p> <p>ウ 施行日以後における火葬場使用料の</p>

			<p>徴収は、施行日前から行うこととする。(改正条例附則第5項関係)</p> <p>2 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部改正関係</p> <p>(1) リサイクルプラザ不燃物処理手数料の額の改定</p> <p>ア リサイクルプラザ不燃物処理手数料の額を480円/10kg(現行178円/10kg)に改定することとする。(第10条第1項関係)</p> <p>イ アによる改定を次のとおり段階的に行う。(附則第2項関係)</p> <p>(ア) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 280円</p> <p>(イ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 380円</p> <p>(2) アによる改定後のリサイクルプラザ不燃物処理手数料の額は、施行日以後にリサイクルプラザに搬入される処理対象ごみ及び産廃不燃物の処理に係る手数料について適用し、施行日前にリサイクルプラザに搬入される処理対象ごみ及び産廃不燃物の処理に係る手数料については、なお従前の例によることとする。(改正条例附則第6項関係)</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日(1(1)ウについては、公布日)</p>
議案 第20号	鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 施設管 理課	<p>近年における葬送に関する意識の多様化に鑑み、焼骨の取扱いに関する規定を整備するとともに、地方自治法の規定を踏まえ、火葬場の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定を整備するほか、所要の整理を行うもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 収骨をしない旨の申出があった場合の焼骨の処分に関する規定の整備</p> <p>(1) 使用者(火葬場の使用許可を受けた者。)が規則で定めるところにより収骨をしない旨を申し出たときは、管理者は、当該焼骨を処分することができるこことする。(改正後第7条第3項関係)</p>

※使用者からの収骨をしない旨の申出については、規則で定めることとし、次に掲げる事項を記載した書面を管理者（指定管理者）に提出する方法によることを想定している。

ア 焼骨の処分を管理者（指定管理者）に委任すること。

イ 管理者（指定管理者）が焼骨を処分することについて、異議を申し立てないことを誓約すること。

ウ 焼骨の処分について生じた紛争については、全て使用者の責任において対応することを誓約すること。

※使用者のうち、法令の定めるところにより、その事務として又はその費用を負担して死体等の火葬を行うために火葬場を使用するもの（そのものから委任を受けた者を含む。）については、当該火葬の後の焼骨の処理についても当該法令によりしなければならない事務に含まれるものとして、この規定は、適用しないこととする。

[法令の定めるところにより、その事務として又はその費用を負担して死体等の火葬を行うために火葬場を使用する者の例]

- ・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定により火葬を行う市町村長

- ・行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項の規定により火葬を行う市町村

- ・死体解剖保存法第21条の規定によりその火葬に係る費用を負担する医学に関する大学の長

(2) (1)による焼骨の処分については、何人も、異議を申し立てることはできないこととする。（改正後第7条第4項関係）

2 火葬場の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の整備

(1) 条例で定めることとされている管理の基準として、「火葬に付する死体等を受け

			<p>付ける時間」及び「火葬場の休場日」を定めることとする。(改正後第2条の2及び第2条の3関係)</p> <p>(2) 指定管理者は、管理者の承認を受けて、(1)の受付時間及び休場日を変更することができるのこととする。(改正後第10条関係)</p> <p>[経過措置]</p> <p>1に関する規定は、この条例の施行日以後に火葬場の使用許可を受けた者について適用し、この条例の施行前に火葬場の使用許可を受けた者については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日</p>
議案 第21号	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について	事務局 施設管理課	<p>鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場（桜の苑）の令和8年度からの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 東亜・宮本グループ 代表企業 米子市東福原五丁目5番10号 東亜建物管理株式会社 代表取締役 尾崎 賢幸</p> <p>指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
議案 第22号	令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）	事務局 総務課	<p>「令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書」</p> <p>「令和7年度一般会計補正予算（補正第1回）概要」のとおり</p>
議案 第23号	令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について	事務局 総務課	地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付するもの
報告 第1号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	消防局 総務課	<p>江府消防署移転新築建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和6年8月28日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和7年9月12日</p>

変更事項

次の事由に伴う契約金額の増

- ・敷地北東側にある中国電力配電柱の位置により他工事(敷地造成)の擁壁設置の計画に変更が生じた。それに伴い本工事の外構工事に影響が生じ、工期延長になったため、工事費が増額となったもの

「452,980,000円」

↓ (+3,410,000円)

「456,390,000円」

令和7年度一般会計補正予算（補正第1回）概要

1 対象事業 最終処分場測量・地質調査事業（新規事業）

2 事業の概要

最終処分場の整備に向けて、施設基本設計等に反映するため、建設候補地の地形測量及び取得する建設用地を確定するための用地測量を行うもの。また、令和8年度着手予定の地質調査に関して、より丁寧な関係住民等への説明を行うために学識経験を有する専門家に検証を依頼するに当たり、事前に調査対象地の現地確認等を行うもの。

なお、測量業務については、令和8年度にかけて実施するため、債務負担行為を追加する。

3 補正の理由

最終処分場建設候補地の関係自治会及び営農者等関係住民から同意・理解が得られたため、今後の施設基本設計、生活環境影響調査、建設工事等の事業着手が速やかにできるよう補正予算措置を行うもの。

4 歳入歳出予算の補正

●令和7年度第1回補正額 405万5千円

補正後の予算額 74億4757万2千円

●市町村負担金補正額 272万2千円

補正後の市町村負担金の額 47億8628万1千円

5 補正内容

最終処分場建設候補地の測量業務及び地質調査に係る専門家による検証業務（事前協議・現地確認）に関する経費

- (1) 報償費の新規計上 20千円
 - ・専門家の報償金（20,000円×1人×1回）
- (2) 旅費の新規計上 35千円
 - ・専門家の旅費（費用弁償）
 - ・職員（2人）の出張旅費（普通旅費）
- (3) 委託料の新規計上 4,000千円
 - ・測量業務委託料（令和7年度分）
- (4) 債務負担行為の追加 81,500千円
 - ・測量業務委託料（令和8年度分）

6 補正予算額

【歳入】

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市町村負担金	4,783,559	2,722	4,786,281	1 負担金	2,722	市町村負担金
2 輪番制設備費 特別負担金	13,329	—	13,329	—	—	
3 衛生費 特別負担金	7,125	—	7,125	—	—	
4 消防費 特別負担金	3,909	—	3,909	—	—	
計	4,807,922	2,722	4,810,644	—	2,722	

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費 国庫補助金	92,255	—	92,255	—	—	
2 衛生費 国庫補助金	0	1,333	1,333	1 清掃費 国庫補助金	1,333	循環型社会形成 推進交付金
計	92,255	1,333	93,588	—	1,333	

【歳出】

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定 財源	一般 財源	区分	金額	
1 不燃物 処理費	511,508	—	511,508	—	—	—	—	
2 最終 処分費	451,225	—	451,225	—	—	—	—	
3 ごみ処 理施設 建設費	83,402	4,055	87,457	1,333	2,722	7 報償費 8 旅費 12 委託料	20 35 4,000	○最終処分場測量・地質 調査事業 4,055 ・報償金 20 ・費用弁償 12 ・普通旅費 23 ・測量業務委託料 4,000
4 米子浄化 場処理費	197,771	—	197,771	—	—	—	—	
計	1,243,906	4,055	1,247,961	1,333	2,722	—	4,055	

7 市町村負担金

【市町村負担金（特別負担金を除く）】

(単位：千円)

市町村名	当初予算額 ①	第1回補正額 ②	第1回補正後 ①+②
米子市	2,652,831	1,454	2,654,285
境港市	613,328	371	613,699
日吉津村	128,080	94	128,174
大山町	381,658	206	381,864
南部町	294,939	159	295,098
伯耆町	312,405	163	312,568
日南町	169,846	101	169,947
日野町	117,629	88	117,717
江府町	112,843	86	112,929
合 計	4,783,559	2,722	4,786,281

8 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	財源内訳			
			国 県 支出金	地方債	その他	市町村 負担金
最終処分場測量・地質調査事業（測量業務委託料）	令和8年度	81,500	27,166			54,334

令和7年度補正予算(第1回) 市町村負担金・対当初予算比較

(単位:千円)

区分		講会費、一般 管理費(ほか 旧灰溶融施設		施設管理費		介護認定 審査会費		障害認定 審査会費		保健衛生 総務費		火葬場費		不燃物 処理費		最最終 処分費		ごみ処理施設 建設費		米子浄化 場処理費		消防費		合計	
市町村																									
米子市	R07補正1	99,621	18,594	10,677	24,000	5,177	20,263	54,255	308,916	187,324	46,098	149,776	1,729,584	1,729,584	2,654,285										
	R07当初	99,621	18,594	10,677	24,000	5,177	20,263	54,255	308,916	187,324	44,644	149,776	1,729,584	1,729,584	2,652,831										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,454	-	-								1,454		
境港市	R07補正1	25,351	47,186	2,717	7,460	1,438	4,502	-	-	45,311	11,732	-	-	468,002	468,002	613,699									
	R07当初	25,351	47,186	2,717	7,460	1,438	4,502	-	-	45,311	11,361	-	-	468,002	468,002	613,328									
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	371	-	-								371		
日吉津村	R07補正1	6,398	1,194	685	1,488	301	480	3,440	18,395	11,274	2,961	4,738	76,820	76,820	128,174										
	R07当初	6,398	1,194	685	1,488	301	480	3,440	18,395	11,274	2,867	4,738	76,820	76,820	128,080										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	-	-								94		
大山町	R07補正1	14,094	2,634	1,511	4,291	792	2,114	6,075	39,759	25,756	6,523	15,603	262,712	262,712	381,864										
	R07当初	14,094	2,634	1,511	4,291	792	2,114	6,075	39,759	25,756	6,317	15,603	262,712	262,712	381,658										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206	-	-								206		
南部町	R07補正1	10,820	20,140	1,159	3,008	680	1,419	3,900	31,171	20,224	5,008	14,477	183,092	183,092	295,098										
	R07当初	10,820	20,140	1,159	3,008	680	1,419	3,900	31,171	20,224	4,849	14,477	183,092	183,092	294,939										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159	-	-								159		
伯耆町	R07補正1	11,072	20,610	1,187	2,909	536	1,472	5,896	33,542	21,787	5,125	16,820	191,612	191,612	312,568										
	R07当初	11,072	20,610	1,187	2,909	536	1,472	5,896	33,542	21,787	4,962	16,820	191,612	191,612	312,405										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	163	-	-								163		
日南町	R07補正1	6,859	1,282	735	2,389	363	578	2,949	23,530	14,888	3,175	-	113,199	113,199	169,947										
	R07当初	6,859	1,282	735	2,389	363	578	2,949	23,530	14,888	3,074	-	113,199	113,199	169,846										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	-	-								101		
日野町	R07補正1	6,025	1,126	646	1,901	291	401	2,397	16,786	11,002	2,789	-	74,353	74,353	117,717										
	R07当初	6,025	1,126	646	1,901	291	401	2,397	16,786	11,002	2,701	-	74,353	74,353	117,629										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	-	-								88		
江府町	R07補正1	5,860	1,095	628	1,771	291	367	2,159	17,624	11,556	2,713	-	68,865	68,865	112,929										
	R07当初	5,860	1,095	628	1,771	291	367	2,159	17,624	11,556	2,627	-	68,865	68,865	112,843										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	-	-								86		
合計	R07補正1	186,100	113,861	19,945	49,217	9,869	31,596	81,071	489,723	349,122	86,124	201,414	3,168,239	3,168,239	4,786,281										
	R07当初	186,100	113,861	19,945	49,217	9,869	31,596	81,071	489,723	349,122	83,402	201,414	3,168,239	3,168,239	4,783,559										
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,722	-	-								2,722		

火葬場使用料及び不燃物処理手数料の改定について

本組合使用料等審議会（4回開催）において、使用料の改定の必要性、改定額について審議が行われ、令和7年9月24日に管理者に答申書の手交を行った。

○答申内容（改定の内容）

【火葬場使用料】

- ・圏域内居住者(大人)1体の使用料を18,000円とする。(現行12,000円。改定率150%)
- ・他の料金区分は、圏域内居住者(大人)の改定率(150%)と同率で改定することを基本とする。

【不燃物処理手数料】

- ・10キログラムあたり480円とする。(現行178円。改定率270%)
- ・激変緩和措置として、3年間をかけ段階的に引き上げる

R8.4～280円／10kg、R9.4～380円／10kg、R10.4～480円／10kg

【答申の内容】

1 火葬場使用料

(1) 改定額

区分			単位	圏域内居住者		圏域外居住者	
				改定前	改定後	改定前	改定後
火葬	死体	大人	1体	12,000円	18,000円	49,000円	73,500円
		小人	1体	7,000円	10,500円	29,000円	43,500円
	死産児		1胎	4,000円	6,000円	21,000円	31,500円
	改葬遺骸		1体	3,000円	4,500円	18,000円	27,000円
	系統解剖遺体(主部)		1体分	3,000円	4,500円	3,000円	4,500円
焼却	生体分離肢体		1人分	3,000円	4,500円	3,000円	4,500円
	産汚物等		1kg	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円
	系統解剖遺体(残部)		1体分	7,100円	10,500円	7,100円	10,500円
靈安室	死体		24時間	15,200円	22,000円	25,400円	38,000円
	死産児			7,100円	10,500円	12,200円	18,000円

(2) 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 改定額の算出方法

- ・圏域内居住者(大人)1体に係る火葬費用として原価34,608円を算出。
- ・火葬事業の必需性や市場性により受益者負担率を50%とし、原価の50%である17,304円を端数処理し18,000円とした。
- ・圏域内居住者の他の料金区分及び圏域外居住者については、圏域内居住者(大人)1体の改定率(150%)と同率で改定することを基本として改定。

2 リサイクルプラザ不燃物処理手数料

(1) 改定額

480円／10キログラム　※現行 178円／10キログラム

ただし、激変緩和措置として、3年間をかけ段階的に引き上げる

- ・令和8年4月～ 280円／10キログラム
- ・令和9年4月～ 380円／10キログラム
- ・令和10年4月～ 480円／10キログラム

(2) 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 改定額の算出方法

- 不燃物ごみ 10kg当たりの処理費用として、原価 962円を算出。
- 不燃物処理事業の必需性や市場性により受益者負担率を50%とし、原価の50%である481円を端数処理し480円とした。
- 個人と事業所は、現行と同じく同額とする。

(4) 激変緩和措置の実施

- 不燃物処理手数料は、平成21年度に改定して以来一度も見直しをしてなく、今回の改定率が約270%と大幅な改定になるため、利用者への影響を考慮し、激変緩和措置として3年間での段階的な引き上げを行うことが適切。

3 附帯意見

- 社会状況や経済環境の変化に対応するため、今後は3年を目途に使用料等の定期的な見直しを実施すること。
- 不燃ごみ処理の受益者負担のあり方について、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」において、手数料は受益者負担率100%を基本としていることから、将来的には100%とすることを視野に入れ今後の見直しを検討すること。
- 改定後の使用料等について、利用者の理解が得られるよう、十分な説明を行うとともに周知に努めること。

【参考】

1 改定による使用料等収入の見込額

(1) 火葬場使用料

要素	R6年度 (実績額)	R8年度 (見込額)	R9年度 (見込額)	R10年度 (見込額)
使用料収入	37,690千円	56,341千円	56,246千円	56,732千円
R6年度収入実績との差	—	+18,651千円	+18,556千円	+19,042千円

(2) 不燃物処理手数料

要素	R6年度 (実績額)	R8年度 (見込額)	R9年度 (見込額)	R10年度 (見込額)
手数料収入	6,682千円	10,627千円	14,294千円	17,893千円
R6年度収入実績との差	—	+3,945千円	+7,612千円	+11,211千円

2 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和7年10月22日	副市町村長会議（答申内容・改定案について協議） ※ 副市町村長から正副管理者へ報告
10月28日	組合議会民会環境常任委員会（答申内容・改正案について報告）
11月10日 11月27日	正副管理者会議（関係条例の一部改正案の協議） 組合議会定例会 ・関係条例の一部改正案を上程
12月～ 令和8年3月	周知期間
令和8年4月1日	改正条例施行（新使用料等の適用開始）

令和7年9月24日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

鳥取県西部広域行政管理組合
使用料等審議会
会長 石川 真澄



火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料の見直しについて（答申）

令和7年7月1日付け発鳥西総第845号－1で諮問を受けた火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料の見直しについて、本審議会で慎重に審議を行った結果、結論を得ましたので別紙のとおり答申いたします。

答申書

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会

1 火葬場使用料

鳥取県西部広域行政管理組合管火葬場条例（平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）に基づき徴収する使用料は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

区分		単位	改定使用料	
火葬	死体		圏域内居住者	圏域外居住者
	大人	1体	18,000円	73,500円
	小人	1体	10,500円	43,500円
	死産児	1胎	6,000円	31,500円
	改葬遺骸	1体	4,500円	27,000円
	系統解剖遺体（主部）	1体分	4,500円	4,500円
焼却	生体分離肢体	1人分	4,500円	4,500円
	産汚物等	1キログラム	1,500円	1,500円
	系統解剖遺体（残部）	1体分	10,500円	10,500円
靈安室	死体	24時間	22,000円	38,000円
	死産児		10,500円	18,000円

(2) 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(3) 理由

ア 見直しの必要性について

火葬場櫻の苑は、平成3年に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民を対象として運営しており、運営費のうち使用料収入以外については、構成市町村の負担金等により運営されている。

現行の火葬場使用料は、平成29年度に改定したものであり、9年間に渡って使用料等の適正水準及び見直しの必要性等について検討が行われていなかった。

本審議会では、この間及び今後の使用料の算出の根拠となる火葬件数の推移及び光熱水費や施設維持修繕費等の施設運営費の状況や今後の見込みについて確認するとともに、県内をはじめ近隣団体が運営する火葬場使用料の現状等についても確認した。その結果、高齢社会の進展等に伴う火葬件数の増加及び近年の物価上昇等による施設運営費の上昇等が見込まれる社会情勢、また長期間に渡って見直しがされていない状況を踏まえ、使用料の見直しの必要性があると認めた。

イ 改定額及び期間について

改定額は、圏域内居住者（大人）1体に係る使用料をベースとすることとし、火葬、施設管理に係る費用及び火葬件数に基づき1体当たりの原価を算出したうえで、

火葬事業の必需性や市場性による受益者負担率を考慮し、18,000円を妥当な額とした。

また、圏域内居住者の他の料金区分及び圏域外居住者については、圏域内居住者（大人）1体の改定率が150パーセント（12,000円から18,000円に改定）であることを踏まえ、同率で改定することを基本とした。

なお、今回の見直しの適用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とした。

【参考】

○現行使用料（平成29年4月1日適用）

区分			単位	使用料	
火葬	死体	大人		圏域内居住者	圏域外居住者
		小人	1体	7,000円	29,000円
	死産児		1胎	4,000円	21,000円
	改葬遺骸		1体	3,000円	18,000円
	系統解剖遺体（主部）		1体分	3,000円	3,000円
	焼却	生体分離肢體	1人分	3,000円	3,000円
		産汚物等	1キログラム	1,000円	1,000円
		系統解剖遺体（残部）	1体分	7,100円	7,100円
	霊安室	死体	24時間	15,200円	25,400円
		死産児		7,100円	12,200円

2 リサイクルプラザ不燃物処理手数料

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）に基づき徴収する手数料は、次のとおり改定を行うことが適当である。

（1）改定額

280円／10キログラム（令和8年4月1日～）

380円／10キログラム（令和9年4月1日～）

480円／10キログラム（令和10年4月1日～）

※個人と事業所は同一料金とする。

（2）適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(3) 理由

ア 見直しの必要性について

不燃物処理施設リサイクルプラザは、平成9年に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民や事業所から排出された一般廃棄物の不燃ごみ等の処理を行う施設として運営しており、運営費のうち手数料収入及び有価物売扱収入以外については、構成市町村の負担金等により運営されている。

現行の不燃物処理手数料は、平成21年度に改定し、その後消費税及び地方消費税率の改正により変動はあったものの、手数料自体は約16年間に渡って適正水準及び見直しの必要性等について検討が行われていなかった。

本審議会では、この間及び今後の手数料の算出の根拠となる処理対象ごみの処理量の推移及び処理に係る経費や施設維持修繕費等の施設運営費の状況や今後の見込みについて確認するとともに、県内をはじめ近隣団体の不燃物処理手数料の現状等についても確認した。また、処理対象ごみ搬入量は人口減少とリサイクル促進等により半分近くまで減少する一方で、近年の物価上昇等による処理費用及び施設運営費の上昇が見込まれている。こうした実態と、長期間に渡って見直しがされていない状況を踏まえ、手数料の見直しの必要性があると認めた。

イ 改定額及び期間について

改定額は、不燃物処理に係る費用、施設管理に係る費用及び処理量に基づき10キログラム当たりの原価を算出したうえで、費用の算出方法等の火葬場使用料との整合性や事業の必需性や市場性による受益者負担率を考慮し、10キログラムあたり480円を妥当な額とした。

ただし、現行の不燃物処理手数料は、平成21年度に改定して以来一度も見直しの議論がされておらず、今回の改定率が270パーセント(178円から480円に改定)と大幅な引き上げとなることから、利用者の急激な負担増を考慮し、激変緩和措置として3年間での段階的な引き上げを行うことが適切であるという結論に至った。

なお、今回の見直しの適用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とした。

【参考】

○現行使用料

178円／10キログラム

(平成21年4月1日 170円／10キログラムに改定)

(令和元年10月1日 消費税及び地方消費税率の改正により現行額に改定)

3 附帯意見

当審議会は、火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料(以下「使用料等」という。)の見直しについて、慎重に審議した結果、見直しの必要性が認められ、使用

料等の改定をすべきという結論に至った。

具体的な使用料等の改定額を示したが、これらは向こう3年間の火葬及び不燃物処理に係る費用及び件数等の見込みに基づき算出したものであるとともに、長期間に渡って見直しの検討がされてこなかったことにより、今回の改定が大幅な引き上げになったことを踏まえ、定期的な見直しを行われることを前提として、令和10年度までの改定額としている。

令和8年度の使用料等改定後においても、引き続き両事業の適正な運営と実施により、質の高いサービスが提供されることを期待するとともに、受益者負担の適正化は、関係市町村の負担金の適正化及び財政の健全化を図る上において極めて重要であるとの認識から、次の事項について実施を求める。

- (1) 社会状況や経済環境の変化に対応するため、今後は3年を目途に使用料等の定期的な見直しを実施すること。
- (2) 不燃ごみ処理の受益者負担のあり方について、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」において、手数料は受益者負担率100%を基本としていることから、将来的には100%とすることを視野に入れ今後の見直しを検討すること。
- (3) 改定後の使用料等について、住民の理解と納得が得られるよう、十分な説明を行うとともに周知に努めること。

答申の考え方

1 火葬場及び不燃物処理施設の現状

(1) 火葬場桜の苑

火葬場桜の苑は、平成3年4月に設置し、火葬炉7基、汚物炉1基を備え、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民を対象とした火葬事業を行っており、令和6年度の圏域内居住者（大人）の火葬件数は2,852件と、令和元年度の2,589件から1割以上増えるなど、高齢社会にあって火葬件数は増加傾向にあり、この傾向は当面続くものと想定される。

一方、光熱水費等の火葬に係る経費及び指定管理料を含む施設管理に係る経費等は、近年の急激な物価上昇等により上昇している。

なお、桜の苑は開設から30年以上が経過しているが、令和2年度には施設の長寿命化及びバリアフリー化などの大規模改修を行うとともに、令和3年度からは指定管理者制度を導入することにより、安定的かつ継続的な事業実施及びサービス提供体制を構築している。

(2) 不燃物処理施設リサイクルプラザ

不燃物処理施設リサイクルプラザは、平成9年4月に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民や事業所から排出される一般廃棄物の不燃ごみや不燃粗大ごみのほか、再生用資源物を処理する施設として運営しており、令和6年度の処理対象ごみ搬入量は4,427トンである。

搬入量は、前回の手数料改定時の算出根拠とした平成19年度実績の7,328トンから約6割にまで減少しており、人口減少やリサイクル意識の高まり等による減少傾向は、今後も続くものと想定される。

一方で、不燃ごみ処理に係る委託料を含む処理経費は、搬入量が減少しても固定費としてかかるものが多く、近年の物価や労務経費の上昇により増大している。

なお、リサイクルプラザは開設から約28年が経過しているが、西部圏域9市町村が平成13年度に策定した可燃ごみ処理広域化基本計画において、令和13年度までの稼働予定とし、令和14年度以降は新しい一般廃棄物処理施設に移行予定とされている。このため、今後必要となる施設の補修工事等は、稼働予定期間を考慮して実施することとしている。（主要設備の更新等の基幹改良工事及び施設の大規模改修は、平成30年度までに実施済）

2 使用料等に対する考え方

本来、使用料等の見直しは、社会情勢の変化やコストの変動等を適切に反映させながら施設の利用者（受益者）に求める適正な負担水準を設定し、非利用者との負担の公平性を確保するために行うべきものである。

また、適正な負担水準の維持は、受益者負担の適正化にとどまらず、構成市町村の財政負担の軽減と組合の適切な財政運営の確立につながることから、両事業の安定的かつ

継続的な実施の面からも不可欠なものである。

しかし、組合では、火葬場使用料は平成29年、不燃物処理手数料は平成21年の改定から検討されていないため、現在は、必ずしも適正な受益者負担水準が確保されている状況であるとは言えないよう思われる。

このような状況を踏まえ、本審議会では、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」の考え方に基づき、次のとおり使用料等の改定額を算出した。

(1) 火葬場使用料

ア 算出方法

$$\text{使用料} = \frac{\text{① 費用}}{\text{② 火葬件数}} \times \text{③ 受益者負担率} \times \frac{\text{④他団体との均衡}}{\text{⑤激変緩和措置}}$$

イ 詳細

項目	内容	使用数値
①費用	令和8～10年度の見込み（平均年額） ・経常経費（需用費・委託料等） ・維持修繕費 ・基幹設備修繕費（概ね10年以内に実施する設備修繕費）	98,945千円
②火葬件数	令和8～10年度の見込み（平均件数） ・圏域内居住者（大人）	2,859件
③受益者負担率	50%	50%
④他団体との均衡	なし	—
⑤激変緩和措置	なし	—
	試算値	17,304円
	改定額（端数処理後）	18,000円

ウ 備考

① 受益者負担率について

火葬に際し、西部圏域の住民（境港市を除く）は、桜の苑以外の施設がなく、特定の住民が利用する施設であることから、事業の市場性や必需性により受益者負担率を50%とした。

② 激変緩和措置について

故人と最後のお別れまでの時間と空間を大切に過ごすための施設としての水準を維持するためには、利用者に相応の負担増を求めざるを得ないことから、激変緩和措置は講じないこととした。

(2) 不燃物処理手数料

ア 算出方法

$$\text{手数料} = \frac{\text{① 費用}}{\text{② ごみ処理量}} \times \text{③ 受益者負担率} \times \frac{\text{④他団体との均衡}}{\text{⑤激変緩和措置}}$$

イ 詳細

項目	内容	使用数値
①費用	令和8～10年度の見込み（平均年額） ・経常経費（人件費・需用費・委託料等） ・維持補修費 ※ ・基幹設備修繕費（概ね10年以内に実施する設備修繕費）※	402,598千円
②ごみ処理量	令和8～10年度の見込み（平均）	4,186.88t
③受益者負担率	50%	50%
④他団体との均衡	なし	—
⑤激変緩和措置	令和8年度から10年度の3年間で段階的に引き上げる ・令和8年4月 280円／10kg ・令和9年4月 380円／10kg ・令和10年4月 480円／10kg	—
	試算値	481円／10kg
	改定額（端数処理後）	480円／10kg

※維持補修費及び基幹設備修繕費は、年度間での変動が大きいため、稼働終了予定までの令和8年度から13年度の平均とした。

ウ 備考

① 受益者負担率について

不燃物処理に係る費用の受益者の負担は、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」によれば、特定の者の利益のための役務の提供に係る経費である手数料として、当該サービス等の原価（受益者負担率100%）を徴収することを基本とすべきである。しかし、16年もの間見直しを行ってこなかつた影響により100パーセントとした場合の試算額962円は、現行の手数料178円から5倍を超える改定となること、また、西部圏域内（境港市を除く）でリサイクルプラザ以外に不燃物処理施設はないことや、施設への直接搬入は一部の利用者に限られることなどから、事業の市場性や必要性を考慮し、受益者負担率を50%とした。

しかし、手数料本来の考え方方に立ち返った場合、受益者負担率100パーセントであることが適正であるとの認識のもと、今後の見直しにおいては適正な負担率に近づけていくことを視野に入れ検討がされることを求める。

② 最終処分場経費について

不燃ごみ処理に係る費用には、リサイクルプラザでの中間処理に係る費用だけでなく、最終処分に係る経費を含めることも考えられるが、費用に算入した場合の試算額は現行手数料から8倍を超える額となること、また、過去の最終処分場に係る経費の取り扱いも考慮し、今回の見直しでは、除くことが適当であると判断した。

将来的に新しい一般廃棄物処理施設に移行され、最終処分場についても新しい

施設になった場合には、改めて検討されることを求める。

3 適用期間について

今回の見直しによる改定額の適用期間については、長期間にわたって適用期間を設定することは予測の確実性を失うことになることから、3年を目途に定期的に見直しが行われる予定であることを踏まえ、令和8年度から令和10年度までの3か年とし、令和11年度以降については改めて審議されるべきとした。

4 まとめ

今回の見直しにより、その目的である受益者負担の適正化と構成市町村負担金の適正化については、一定の成果が得られるものと考える。今後、人口減少による税収の減少等、構成市町村の財政状況は厳しさを増すことが予想されるなかにあって、使用料等収入以外の大部分を構成市町村の負担金により運営している両事業においては、今後も安定的かつ継続的に事業が実施できるよう、使用料等の適正化の継続的な見直しと効率的かつ利用者の視点に立った事業運営に努められることを期待する。

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会 委員名簿

(敬称略)

◎=会長、○職務代理者

選出区分	団体等の名称	役職等	氏名
学識経験者	公立鳥取環境大学	教授	◎石川 真澄
各種団体 の代表者	(商工団体) 米子市商工会議所	専務理事	○森田 豊充
	(社会福祉団体) 米子市社会福祉協議会	事務局長	景山 泰子
	(消費者団体) コミュニティネット山陰	会員	矢倉 賢
地域住民 の代表者	米子市自治連合会	副会長	角田 和久
	(日野郡の代表) 大宮まちづくり協議会	会長	古都 憲孝
	(西伯郡の代表) 伯耆町区長協議会	会長	長谷川 正

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	令和7年7月1日 米子市役所3階 第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 鳥取県西部広域行政管理組合使用料等 審議会について ・ 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて 　　施設の概要及び現状について 　　見直しの論点整理について
第2回	令和7年7月24日 米子市淀江支所2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審議会の概要報告 ・ 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて 　　使用料等の試算額について
第3回	令和7年8月27日 米子市淀江支所2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回審議会の概要報告 ・ 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて 　　使用料等の改定額について
第4回	令和7年9月24日 米子市役所3階 第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審議会の概要報告 ・ 答申案について ・ 答申

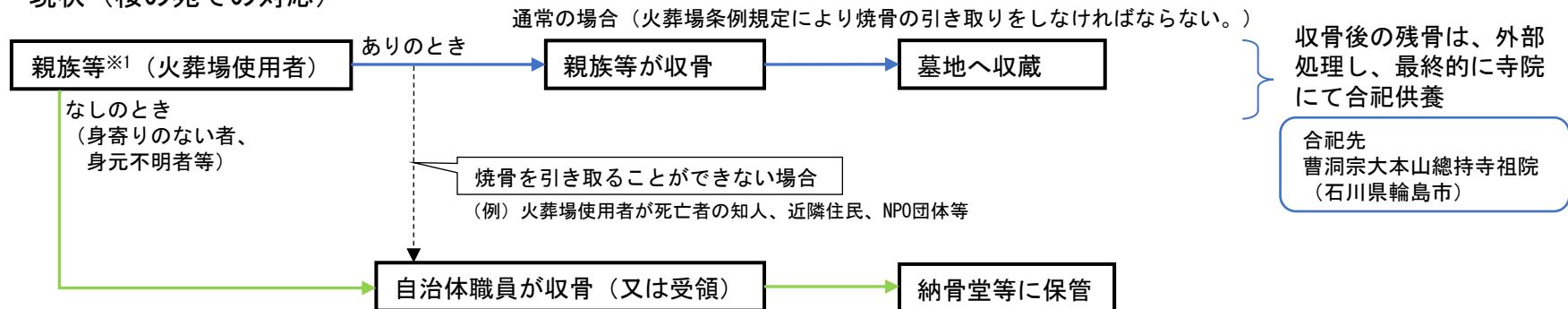
桜の苑における焼骨の取扱いについて

近年、少子化の進行に伴い墓地承継者が不在となる事例が増加し、いわゆる「墓じまい」が広く行われる等、葬送に関する意識も多様化し、本組合営火葬場「桜の苑」においても利用後の焼骨の引取りに関する問合せが増加（年間約120件）している状況にあります。

また、構成市町村においては、身寄りのない者等の焼骨を公営墓地の納骨堂等で保管（年間約30件）しているところ、保管場所の確保が課題となっていることから、構成市町村より本組合に対し、これらの焼骨を火葬後の残骨と合わせて処理する等の対応を検討されたい旨の要請がありました。

これらのこと踏まえ、本組合が検討した「桜の苑」における焼骨の取扱いについて、以下のとおり説明するものです。

1 現状（桜の苑での対応）



鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（抜粋）

（收骨等）

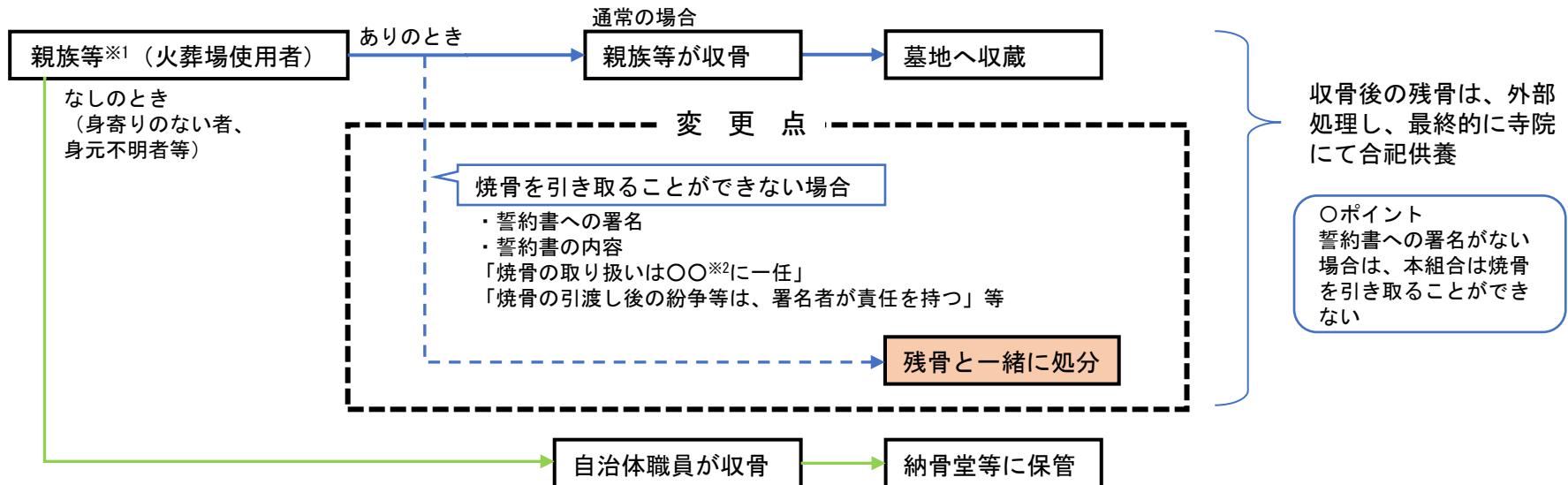
- 第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、收骨（靈安室の使用にあっては、死体又は死産児の引取り）をしなければならない。
- 2 管理者は、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、これを処理することができる。この場合において、使用者は、異議を申し立てることができない。

墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）

- 第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定を準用する。

2 変更案

前述のとおり、本組合営火葬場「桜の苑」への焼骨引取りの問合せが増加し、また、構成市町村が保管場所の確保に苦慮している身寄りのない者等の焼骨の取扱い等の現状の課題を踏まえ、焼骨を引き取ることができない場合、本組合において処分できるよう、以下のとおり変更します。



※1 親族等には死亡者の知人や近隣住民、NPO団体等を含む。

※2 〇〇は、本組合又は火葬場指定管理者を想定

3 今後のスケジュール

令和7年11月 組合議会定例会 収骨等に係る規定について火葬場条例を改正

令和8年4月 変更した事務取扱及び火葬場条例による管理運営を開始

桜の苑の次期指定管理者の指定について

組合営火葬場であります「桜の苑」の指定管理者について、現在の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者の指定について、桜の苑指定管理者候補者選定委員会からの答申を踏まえ、次期（令和8年度から12年度）指定管理者候補者の選定を行うもの。

1 選定経緯

令和7年6月30日 告示

7月22日～ 指定管理者の指定の申請の受付（締切8月12日）

9月25日 第1回選定委員会

- ・選定委員会への諮問
- ・申請団体による提案説明及び評定の実施等

9月29日 第2回選定委員会

- ・選定委員会からの答申

2 申請団体（ともに共同企業体）

申請者の名称	共同企業体の構成団体	所在地 圏域内
	法人等の名称（上段が代表企業）	
さくらのその斎苑管理グループ	イージス・グループ有限責任事業組合 株式会社一心サービス	○
東亜・宮本グループ	東亜建物管理株式会社 株式会社宮本工業所	○

3 答申結果

優先交渉権 第1順位 東亜・宮本グループ（現行の指定管理者）

第2順位 さくらのその斎苑管理グループ

※ 選定委員会の評定結果は別表のとおり

4 指定管理者候補者の選定について

第1順位の団体である「東亜・宮本グループ」と協定内容の確認など、条件面の調整を行い、協議が整ったため、指定管理者候補者として選定し、今後、指定管理者の指定に係る事務を行う。

[指定管理者候補者 概要]

団体名 東亜・宮本グループ

代表企業 東亜建物管理株式会社 代表取締役 尾崎 賢幸
鳥取県米子市東福原五丁目5番10号

構成企業 株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹
富山県富山市奥田新町12番3号

指定管理業務の概要

- ・主な事業内容 火葬、改葬に関する事務、施設及び設備の維持管理、使用許可事務、使用料収納事務、喫茶の運営
- ・自主事業 マッサージチェア、子ども向けDVD、地元就労支援(菓子類販売)
- ・指定管理料 296,000千円／5年間

5 今後の予定

1 1月10日 正副管理者会議 指定管理者候補者の決定

1 1月27日 組合議会定例会 指定管理者の指定に係る議案の上程

なお、10月28日に予定されている、閉会中の民生環境常任委員会において、選定委員会の答申結果を報告する予定です。

(別表) 指定管理者候補者の評定一覧表

優先交渉権の順位	法人等の名称 (配点)	選定基準・評定(点)						経費比較(千円)		
		1 利用者の平等利用の確 保	2 施設効用発揮	3 経費の節減	4 施設管理能	5 圏域内企業及び地域住民の優先雇用	総合評定	組合の提案上限額	年平均	経費節減効果
		(50)	(50)	(50)	(50)	(70)	(270)	(A)	(B)	(A)-(B)
1	東亜・宮本グループ	29	35	26	38	50	178	63,885	59,200	4,685
2	さくらのその斎苑管理グループ	29	35	30	33	46	173	63,885	54,305	9,580

答申書

令和7年9月29日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

桜の苑指定管理者候補者選定委員会
委員長 藤井 雄三

令和7年9月25日付け発鳥西施第674号-1諮問書により貴職から諮問を受けた「桜の苑指定管理者の候補者の選定について」、本選定委員会は、関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

1 諒問の内容

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者候補者の選定について、申請者から提出された提案書等により、火葬場の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議すること。

2 調査審議の方法

指定管理者候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

当該候補者の選定を行うに当たっては、法人等が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票に沿った各委員の評定に基づき、選定委員会で協議のうえ最終評定を行い、順位を決定することとした。

3 答申

本選定委員会が上記の調査審議を行った結果、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、優先交渉権の順位付けを行ったので、第1順位としている者を指定管理者の最終的な候補者とすることが適当と考える。

貴職におかれでは、以上の答申の内容を尊重され、適切な指定管理者の候補者の選定に努められたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

1 施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合營桜の苑
2 指定管理の期間	5年
3 選定の方法	公募により選定
4 選定（諮問）の形態	選定委員会により複数の法人等に優先交渉権を順位付け
5 応募件数及び応募者の名称	<p>2件</p> <p>・さくらのその斎苑管理グループ ・東亜・宮本グループ</p>
6 優先交渉権の順位付け	<p>[優先交渉権の順位付け]</p> <p>第1順位 東亜・宮本グループ 第2順位 さくらのその斎苑管理グループ</p>

指定管理者候補者選定基準・評定票

所管課
事務局 施設管理課

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合當桜の苑							選定方法	■公募により選定 □認定法人等を選定 □特定の法人等を選定			
管理業務の範囲	■維持管理 □事業実施 □その他	使用許可事務の代行	■代行 □取次ぎ	利用料金制度の採用	□採用 ■収納委託	指定の期間	5年間					
法人等の名称	東亜・宮本グループ			法人等の所在地	代表企業 東亜建物管理株式会社 米子市東福原5丁目5番10号							
収支予算(千円)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	計	法人等の提案の特徴			提案による指定管理料		
組合の試算	指定管理業務経費	62,817	63,223	63,839	64,455	65,093	319,427	・指定期間中、平均して、管理経費が1,090千円ずつ増加、指定管理料が808千円ずつ増加するものとして提案されている。 ・業務ごとに収支管理計画が立てられている。			・指定期間中の指定管理料の額は、組合上限額の約93%に抑制されている。(▲23,427千円)	
	指定管理料	62,817	63,223	63,839	64,455	65,093	319,427					
	喫茶収入						0					
収支予算書による法人等の提案	自主事業収入						0					
	指定管理業務経費	67,928	68,935	70,183	71,264	72,290	350,600					
	指定管理料	57,614	58,374	59,144	60,024	60,844	296,000					
	喫茶事業収入	10,413	10,528	11,054	11,275	11,501	54,771					
自主事業収入	117	117	117	117	117	585						
選定基準							評定(数値は配点)			特記事項(特に優れ、又は劣っている点など)		
							優	やや優れて いる	普通	やや劣って いる	劣	
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。(50点)							29					
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、法令順守の取組が見込まれるか。							10	7	5	2	1	
									○			
(2) 施設の公平性、非営利性を確保するための取組が見込まれるか。							20	14	10	4	2	
									○			
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。							20	14	10	4	2	
								○				
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させること。(50点)							35					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。							10	7	5	2	1	
								○				
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理に関し適切な考え方があるか。							10	7	5	2	1	
								○				
(3) 使用者の心情に配慮したきめ細やかなサービスの提供が見込まれるか。							10	7	5	2	1	
								○				
(4) 使用者の要望を把握し、その要望に対するサービス向上が見込まれるか。							5	4	3	2	1	
									○			
(5) 残骨灰の処理に対する考え方は適切か。							5	4	3	2	1	
								○				
(6) 環境に配慮した取り組みが見込まれるか。							5	4	3	2	1	
									○			
(7) 自主事業計画書の内容は適切か。							5	4	3	2	1	
								○				
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。(50点)							26					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。							15	10	7	3	1	
									○			
(2) 人件費の設定は適切か。							10	7	5	2	1	
								○				
(3) その他の管理経費の設定に無理はないか。							10	7	5	2	1	
									○			
(4) 指定管理料の金額の設定は妥当か。							15	10	7	3	1	
									○			
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。(50点)							38					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。							10	7	5	2	1	
								○				
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画)は十分なものか。							10	7	5	2	1	
								○				
(3) 緊急時、災害時の対応策や施設の使用者又は利用者の安全が十分に考えられているか。							20	14	10	4	2	
									○			
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。							10	7	5	2	1	
								○				
5 圏域内企業の優先活用及び地域住民の優先雇用が見込まれること。(70点)							50					
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。							25	18	12	5	3	
								○				
(2) 現在の職員のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。							25	18	12	5	3	
								○				
(3) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。							20	14	10	4	2	
								○				
合計							178					

指定管理者候補者選定基準・評定票

所管課
事務局 施設管理課

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合當桜の苑							選定方法	■公募により選定 □認定法人等を選定 □特定の法人等を選定			
管理業務の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 事業実施 <input type="checkbox"/> その他		使用許可事務の代行	<input checked="" type="checkbox"/> 代行 <input type="checkbox"/> 取次ぎ	利用料金制度の採用	<input type="checkbox"/> 採用 <input checked="" type="checkbox"/> 収納委託	指定の期間	5年間				
法人等の名称	さくらのその斎苑管理グループ			法人等の所在地	代表団体 イージス・グループ有限責任事業組合 三重県四日市市朝日町1番4号							
収支予算(千円)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	計	法人等の提案の特徴			提案による指定管理料		
組合の試算	指定管理業務経費	62,817	63,223	63,839	64,455	65,093	319,427	・指定期間中、平均して、管理経費が1,328千円ずつ増加、指定管理料が980千円ずつ増加するものとして提案されている。 ・自主事業の収支予算は支出・収入とも「0」とされている。			・指定期間中の指定管理料の額は、組合上限額の約85%に抑制されている。(▲47,903千円)	
	指定管理料	62,817	63,223	63,839	64,455	65,093	319,427					
	喫茶収入						0					
収支予算書による法人等の提案	自主事業収入						0					
	指定管理業務経費	64,645	63,930	65,912	67,985	69,958	332,430					
	指定管理料	53,150	52,101	53,741	55,461	57,071	271,524					
喫茶事業収入	11,495	11,829	12,171	12,524	12,887	60,906						
自主事業収入	0	0	0	0	0	0						
選定基準							評定(数値は配点)			特記事項(特に優れ、又は劣っている点など)		
							優	やや優れて いる	普通	やや劣って いる	劣	
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。(50点)							29					
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、法令順守の取組が見込まれるか。							10	7	5	2	1	
(2) 施設の公平性、非営利性を確保するための取組が見込まれるか。							20	14	10	4	2	
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。							20	14	10	4	2	
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させること。(50点)							35					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。							10	7	5	2	1	
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理に関し適切な考え方があるか。							10	7	5	2	1	
(3) 使用者の心情に配慮したきめ細やかなサービスの提供が見込まれるか。							10	7	5	2	1	
(4) 使用者の要望を把握し、その要望に対するサービス向上が見込まれるか。							5	4	3	2	1	
(5) 残骨灰の処理に対する考え方は適切か。							5	4	3	2	1	
(6) 環境に配慮した取り組みが見込まれるか。							5	4	3	2	1	
(7) 自主事業計画書の内容は適切か。							5	4	3	2	1	
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。(50点)							30					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。							15	10	7	3	1	
(2) 人件費の設定は適切か。							10	7	5	2	1	
(3) その他の管理経費の設定に無理はないか。							10	7	5	2	1	
(4) 指定管理料の金額の設定は妥当か。							15	10	7	3	1	
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。(50点)							33					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。							10	7	5	2	1	
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画)は十分なものか。							10	7	5	2	1	
(3) 緊急時、災害時の対応策や施設の使用者又は利用者の安全が十分に考えられているか。							20	14	10	4	2	
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。							10	7	5	2	1	
5 圏域内企業の優先活用及び地域住民の優先雇用が見込まれること。(70点)							46					
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。							25	18	12	5	3	
(2) 現在の職員のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。							25	18	12	5	3	
(3) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。							20	14	10	4	2	
合計							173					